

政策会議 議事概要

開催日	令和5年8月4日 場 所 市役所本庁舎 3階庁議室
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
出 席 者	☑ 市長公室長 ☑ 総務部長 ☑ 市民生活部長 ☑ 健康福祉部長 ☑ 産業部長
	☑ 農業委員会事務局長 ☑ 建設部長 ☑ 一宮市民局長 ☑ 波賀市民局長 ☑ 千種市民局長
	✓ 教育部長 ✓ 会計課次長(代理) ✓ 議会事務局長 ✓ 総合病院副院長兼事務部長
議 題	スポーツに関する事務の市長部局への移管について
総合計画での 位置付け	基本目標 2. 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち 基本方針 ⑦心豊かにいきいきと学べるまちづくり
	基本方面(小心豊かにいさいさと子へるよう) 基本施策 【25】スポーツ活動の推進
総合戦略での 位置付け	【住む】集落・地域の活性化と移住・定住の促進
現 状	スポーツに関する事務は、平成27年度から教育委員会が管理執行権を有し、市長部 局(市民生活部まちづくり推進課)へ補助執行している。宍粟市スポーツ推進計画に
	基づく施策を総合的に展開するため、現状の「補助執行」から「事務移管」に移行する方向でスポーツ関係団体並びに教育委員の了承を得た。
	る方向でスポーク関係団体並びに教育委員の「あを特だ。
課題	スポーツ推進計画の進捗状況等を必要に応じて教育総合会議や教育委員会で報告
	し、情報共有を図る。 市長部局への移管に伴い、スポーツに関する事務について、教育委員会や学校(部
	活動など)との連携が図られるよう、担当者間の情報共有や協議・調整をこれまでと 同様に継続して行う。
決定事項	令和6年4月より、スポーツに関する事務については、市長が管理執行 権を有し、法的効果も市長に帰属する効果が得られる、地方教育行政の
	組織及び運営に関する法律第23条(職務権限の特例)の手続きを行う。
	令和5年12月議会に「宍粟市教育に関する事務の職務権限の特例に関
	する条例(案)」を上程することを承認する。